

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大東建託株式会社		コード	1878
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	2025年6月26日開催の第51期定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役の庄田隆氏が任期満了により退任となり、同総会にて、社外取締役として阿部晃一氏及び浅川京子氏を新たに選任する選任議案を付議するため。			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし			
1	入谷 淳	社外取締役	○														○		有
2	大和田 順子	社外取締役	○														○		有
3	阿部 晃一	社外取締役	○														○	新任	有
4	浅川 京子	社外取締役	○														○	新任	有
5	松下 正	社外取締役	○														○		有
6	小林 憲司	社外取締役	○														○		有
7	大内 智重子	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 入谷氏は、弁護士として金融法務やコンプライアンス等の危機管理業務に携わり、また公認会計士として金融機関の監査業務にも従事してこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 入谷淳氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
2	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 大和田氏は、「HRテック」の開発・活用に携わり、人事システムや人材戦略に関する豊富な知見を有するほか、英国MBAを取得し上場企業の顧問や社外取締役にも従事してこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 大和田順子氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
3	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 阿部氏は、経営者として長年企業経営に携わり、経営ビジョンや中長期における成長戦略の着実な遂行に貢献してこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 阿部晃一氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
4	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 浅川氏は、行政政策に関する豊富な経験と見識を有しており、日本の農林水産業界の発展やサステナビリティ推進に積極的に取り組んでこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 浅川京子氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
5	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 松下氏は、弁護士としての企業法務や財務に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、複数の国外勤務や、ITシステム分野での経験も有しております。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対する監査機能を果たしていただけると判断しております。 松下正氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
6	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 小林氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識と、企業経営者としての豊富な経験と見識を有するほか、建設・不動産分野や、M&Aアドバイザーの経験も有しております。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営に対する監査機能を果たしていただけると判断しております。 小林憲司氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。
7	該当事項なし	当社の経営監督機能強化のためです。 大内氏は、労働環境改革や人材価値向上をはじめとした企業価値向上に向けて多くのプロジェクトを牽引するほか、女性活躍推進にも積極的に取り組んでこられました。その豊富な経験と見識を活かし、当社の経営の監督をしていただけると判断しております。 大内智重子氏は、東京証券取引所の定める独立性基準に加え、当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立役員として指定しました。

4. 補足説明

当社が定めている「社外役員の選任ガイドライン」及び「社外役員の独立性基準」は以下のとおりとなります。

<社外役員の選任ガイドライン>

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の基準を満たす者とする。

1. 経営・企業法務・ガバナンスなど、取締役会の審議・決定内容を直接的に監督できること。
2. 成長戦略の策定、経営戦略の決定、中期計画達成等に関して自己の知見・見識を反映させることができること。
3. その他の会社経営上の案件に対して、自己の知見、専門性、経験を踏まえた助言・指導が行えること。

<社外役員の独立性基準>

当社の社外役員及び社外役員候補者は、当社が定める以下の独立性基準を満たす者とする。

なお、対象期間は、以下1については現在及び期限の定めのない過去とし、2～5については現在及び過去10年間とする。

1. 当社グループ関係者

当社、当社の子会社（注1）及び関連会社（注2）（以下「当社グループ」という）の取締役（社外取締役は除く）、監査役（社外監査役は除く）、会計参与、執行役、執行役員又は 使用人（以下「取締役等」という）でないこと。

2. 議決権保有関係者

- ① 当社の10%以上の議決権を保有する株主又はその取締役等でないこと。
- ② 当社グループが10%以上の議決権を保有する会社の取締役等でないこと。

3. 取引先関係者

- ① 当社グループとの間で、双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の取締役等でないこと。
- ② 当社グループの主要な借入先（当社連結総資産の2%以上に相当する金額の借入先）である金融機関の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループの主幹事証券会社の取締役等でないこと。

4. 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、コンサルタント等）

- ① 当社グループの会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナー若しくは従業員でないこと。
- ② 弁護士・公認会計士・税理士・その他コンサルタントとして、当社グループから取締役・監査役報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者でないこと。

5. その他

- ① 上記1～4に掲げる者（重要でない者を除く）の2親等以内の親族でないこと。
- ② 当社グループとの間で、役員が相互就任している会社の取締役等でないこと。
- ③ 当社グループとの間で、株式を相互保有している会社の取締役等でないこと。

- (注) 1. 「子会社」とは、財務諸表等規則第8条第3項に規定する子会社をいいます。
2. 「関連会社」とは、財務諸表等規則第8条第5項に規定する関連会社をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券市場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。